

「外国人技能実習制度」

1.技能実習生は、修得技能と帰国後の能力発揮により自身の職業生活の向上や産業・企業の発展に貢献。

2.技能実習生は、母国において修得した能力やノウハウを発揮し品質管理、労働慣行コスト意識等事業活動の改善や生産向上に貢献。

3.我が国の実習実施機関等にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化、生産に貢献。

◎実習期間： 3年間

◎実習内容： 受入業種に合わせた実習カリキュラムに従う

◎実習生の要件： 派遣国の公的機関より推薦を受け、中卒以上の学歴を有し受入企業と同じ業種に従事している18才以上の健康な男女。

◎事前講習： 派遣国は、送り出しの際に日本語、日本文化、習慣、マナー等必要知識を3ヶ月以上事前講習を行う。

◎集合講習： 日本に入国した後1ヶ月：日本語・生活習慣・会社ルール・交通ルール・ゴミ分別等。

◎実習生を受入人数：

受入れ企業の常勤社員数	受入れ可能人数
50人以下	3人
51人～100人	6人
101人～200人	10人
201人以上	15人
農 家	2人

◎受入れ企業の要件：

①受入れ窓口となる協同組合の会員

②実習指導員(5年以上の経験を有する

常勤社員)と生活指導員と技能実習責任者

③実習施設・実習生用宿舍

④実習生保険・安全衛生上必要な措置

共 新 協 同 組 合

住所:大阪市中央区南船場1-3-14-409

TEL:06-6786-8315 FAX:06-6786-8316

E-mail:sizuko75@163.com